



「いじめ防止対策推進法」にもとづく

# いじめ防止「学校基本方針」

ダイジェスト版

## 1. はじめに

これは、平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」（同年9月28日施行）にもとづき定めるものです。ここでは、『いじめ』を「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの（インターネットを通じて行われるものを含む）～けんかやふざけ合いであっても・好意で行った行為でも～」と定義します。

## 2. これを受けて、

本校では、信頼され開かれた学校として、いじめの未然防止と早期発見に努め、生徒にとって安心安全な学校生活を送れる環境を作り、心身の健全育成を図るために「**山形市立第八中学校いじめ防止基本方針**」を定めて、いじめ防止に全力で取り組みます。

3. いじめ防止のために、山形県・山形市・学校は、  
次のような「山形八中生」をめざしています。

### 山形市学校教育 基本理念

郷土を誇りに思い  
いのちが輝く  
人づくり

### 本校の 学校教育目標

創造・貢献・自立  
～地域と繋がり、  
新しい時代を拓く生徒を育てる学校～

### 山形県第6次 教育振興計画

人間力に満ちあふれ、  
山形の未来をひらく人づくり

### 八中のめざす生徒像

- 「創造」自ら学び、考え、表現する生徒
- 「貢献」自他のいのちを敬い、地域に貢献する生徒
- 「自立」向上心にあふれ、主体的に行動する生徒

## 4. そして、山形八中のいじめ防止のために具体的に取り組むことは、

- 生徒一人ひとりが主体となり、仲間の大切さを実感できる活動を推進します。  
朝学習（読書） 授業 黙働清掃 黙想 生徒会活動 ボランティア活動  
花笠踊り（地域貢献・パレード参加） 部活動 学校・学年行事 等
- 道徳や読書活動はもちろん、情報モラルの学習も積極的に取り入れるようにします。

## 5. さらに、いじめ防止のために次のような組織で実効的に取り組みます。

- 校内委員会は、校長、教頭、教務主任、各学年主任で組織する「主任会」があり、情報の共有を大事にしています。また、主任会に、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、市教育相談員が加わる「教育相談委員会」では、常に一人ひとりの生徒に目を向けた話し合いをしています。
- 校外関係者として、スクールアドバイザーの代表やサポート委員会の代表、学校医など、専門機関の方々にも意見を求めて対応していきます。

## 6. また、いじめの早期発見のために、次のような取り組みも実施します

- 全県アンケート……定期（年2回）6月・11月（保護者にも）
- 生活アンケート……定期（年7回）各月の始め
- 二者面談の実施……定期（年2回）7月・11月 ※全県アンケートに伴って
- 三者面談の実施……定期（年1回）12月 ※通知表配付も兼ねます
- フォーサイト手帳や毎日学習ノートの点検…毎日（学級担任が点検しコメントします）
- ◎ 市教育相談員・県スクールカウンセラーとの相談活動  
……市は週5日・県は週2日（木・金）勤務
- ◎ ハイパーQ-U等の実施

## 7. そして、いじめに対する措置として、次の点に留意して取り組みます。

- ① 素早い事実確認・報告・相談を実施します。
- ② 発見・通報後は組織的な対応をします。
- ③ 被害生徒と保護者への支援を行います。
- ④ 加害生徒と保護者への対応を行います。
- ⑤ 集団への働きかけを行います。
- ⑥ ネットいじめへの対応を行います。

## 8. 特に重大な事案が発生した場合は、直ちに調査組織委員会を設置して対応します。

- 校内の組織を母体として校外関係者の協力を得て進めます。
- ◎ 山形市教育委員会の指導のもとで、第三者委員会を設置し対処していきます。

## 9. 最後に、この『山形市立第八中学校いじめ防止基本方針』にもとづいて、学校は、生徒一人ひとりを大切に、保護者や地域と連携して、いじめ防止に努めていきます。



一人ひとりへのきめ細やかな指導と、生徒の自主性を大切に  
した様々な活動を通して、自尊  
感情や自己有用感を大切に  
した指導を心がけています。